待望のプールが完成

…神戸小学校…

神戸小学校に地元待望のプールがこのほど立派にできあがり、この落成式が八月二十三日に行なわれました。

このプールは、たて二五㍍、よこは五コースで一〇㍍です。総工費は五八〇万円で、プールのほか浄化操置シヤワーなどもつくられました。

山の手のこどもたちは「市長さんありがとう。じようぶな子どもになります！」まちにまつた〝夏のプレゼント〟プールの完成に大喜びでした。

なお、このプールの完成で市内の小中学校でプールのあるのは一一校になりました。

プール開きによろこぶ神戸小学校の生徒たち

県営住宅

22戸完成（9月下旬 吉原団地）

希望者は9月16日までに

吉原団地＝広見町四丁目＝に建設されている県営住宅が九月下旬に完成する見込みになりましたので、県では入居希望者の募集を次のように行ないます。

◇入居の資格は

①県内に住居または勤務場所があり、二人以上の世帯を構成しているひと（婚姻の届出をしてないが事実上の婚姻関係の事情にあるひとを含む）で規定の家賃や必要経費を支払う能力があり、次の各号の一つに該当するひと

（イ）住宅以外の建物に居住し、保安上危険、または衛生上有害な場所に住んでいるひと

（ロ）他の世帯と同居しているひと、または住居がなくて親族と同居できないひと

（ハ）世帯員が多いため不適当な住宅に住んでいるひと

（ニ）立ち退きの請求を受け、適当な立ち退き先きのないひと

（ホ）勤務場所から遠いひと、または家賃が収入にくらべ著しく多いひと

②入居者とその親族の月収平均が三六〇〇〇円以下二〇〇〇円以上（扶養親族一人につき二〇〇〇円を控除した額）ひと

③税の滞納のないひと

④県内に申込者以上の収入のある保証人が二名以上あるひと

◇住宅の所在場所は市内広見町四丁目

◇住宅の種類と戸数は一種二階建簡易耐火構造が一四戸、二種二階建簡易耐火構造が八戸

◇家賃と敷金は家賃は一種二階建が五六〇〇円。二種二階建が四四〇〇円。敷金は家賃の三カ月分です

◇申込み期間は昭和四十一年八月二十五日から九月十六日まで。日曜、祭日と土曜日の午後は受け付けません

◇申込み先きは富士土木事務所建築住宅課（富士市本市場、電話⑥四〇八〇）

なお、申込用紙は市建築課、または富士土木事務所にあります。

献血と血液型を判定9月4日

九月一日から一カ月間全国いつせいに「愛の血液助け合い運動」が行なわれます。

この運動は、献血により保存血液を確保するとともに品質の向上をはかり、献血事業に対する理解を深めていただこうというものです。

このため日赤静岡支部日赤吉原地区奉仕団、日赤今泉地区奉仕団、青少年対策委員会では九月四日に献血と血液型判定を行ないますのでご協力ください。

◇日時

九月四日（日）午前九時から午後三時まで

◇場所

岳南二市一町合併事務局（旧吉原保健所）

ウンカ退治

27・28日、空から農薬散布

吉原市水稲航空防除協議会（会長青木助役）はことしも二化めい虫、ウンカの航空防除を八月二十七日の実施します。

この航空防除は昭和三十九年から始められたもので、病害虫の防除や労力不足の解消に大きな効果をあげています。

計画ではヘリコプター三機をチャーターしてヘリポートを六カ所につくり、農薬バイジット粉剤二二トンを元吉原、須津浮島、吉永、今泉の水田七一七ヘクタールに散布することになつています。

とくに、ことしはウンカが異常発生しているため、その効果が期待されています。

郵便モニターに佐野保子さんが

郵政省では、昭和三十八年から郵便貯金が国民から、より親しまれ、愛されるものにするため、モニター制度を実施していますが、ことしも静岡県下で二一名、吉原市では次の方をモニターに委嘱しました。

郵便貯金についての意見や要望、サービスの向上にひと役かうモニターをご利用ください。

・佐野保子　広見町五丁目市営住宅七二号

市民会館だより

▽吉原市立第一中学校文化祭―九月四日。午前九時から午後五時まで第一、第二、第三集会室、和室、大ホール

▽婦人社会大学―九月六日。午前九時から。第一集会室

▽労音B例会―九月八日午後六時。大ホール

▽労音A例会―九月十四日。午後六時から。大ホール

▽第七回吉原市美術展―九月十四、十五、十六、十七、十八日。午前九時から午後七時まで。第一、第二集会室

▽県下吟詠大会―九月十八日。午前九時から。大ホール

▽公営住宅抽選会―九月十九日。午前九時から正午まで。第一集会室

※九月十二、二十三日は休館日です。

台風の豆知識

気象庁の長期予報では八月下旬から九月にかけて二、三回台風が本土に接近するということです。

台風は南洋方面で発生すると、西または西北西に進みます。やがて北上をはじめ北緯二〇度近くにくると気象庁から台風情報が発表されます。

この発表で特に気をつけるのは、現在の位置はどこか、台風の大きさはどれくらいか、今後はどの方向にいくかなどです。

なお、万一の場合の備えに食糧、水、医薬品などの用意をしてください。

おしらせ

バイクも保険の対象に

自賠法（自動車損害賠償保障法）が6月29日から改正されいままで対象外だつた原動機付自転車（モーターバイク）による事故の被害者も自動車事故の被害者と同じ保護を与えることになりました。改正された主なものは次の通りです

◇原動機付き自転車（一二五CC以下の二輪車など）が自賠法の対象になり、次のようになりました。

①原動機付き自転車で人身事故を起した場合は無過失責任に近い損害賠償責任を負うことになりました。

②原動機付き自転車は責任保険の契約をしなければ使えなくなります。もし違反すると六カ月以下の懲役、または五万円以下の罰金となりました

③原動機付き自転車にひき逃げされたとき、または保険のない原動機付き自転車によつて損害を受けたときは、政府の保障を受けることができるようになりました。なお責任保険は八月一日から始つていますが、強制実施になるのは十月一日からです。

◇保険金の支払い限度額が次のようになりました

死亡の場合一〇〇万円が一五〇万円に、死亡に至るまでの傷害は三〇万円が五〇万円に、傷害は三〇万円が五〇万円に、後遺障害は五万円から一〇〇万円が七万円から一五〇万円になりました。

この改正は、すでに契約してあるものについても適用され、七月一日以後に起きた事故の被害者には改正後の金額となります。

◇農業協同組合や同連合会の行なう責任共済の制度がつくられました。この結果、責任共済の契約をした自動車は、責任保険の契約をしなくても使えることになりました。

◇農耕作業用の小型特殊自動車（耕うん機）は、対象からはずされました。ただし、現在契約のしてあるものは保険期間がおわるまで有効です。

イヌの放し飼いやめよう

県下各地でイヌによる被害が出ています。こうしたイヌの被害は、野犬によるものもありますがほとんどが飼いイヌによるものです。

そこで、県衛生部では飼主にイヌに対する責任感をもたせ、正しく飼育させるため、返還方法を改正し、放し飼いのイヌをなくす方針を実施することになりました。

いままでは、保護したイヌは吉原保健所で返していましたが、今後は原則として返さないことにしました。返還する場合は、沼津保健所でなければ取り扱いません。

飼主は狂犬病予防法により生後九一日以上のイヌには年一回の登録と年二回の注射をうけさせることになつています。鑑札と注射済票は、イヌの首輪につけておかなければ野犬とみなされます。

なお登録（三〇〇円）は市衛生課または各支所で、注射（二〇〇円）は獣医師でいつでも受け付けていますから、必ず手続きをしてください。

また、いらなくなつたイヌがいるときは、捨てイヌをせずに「イヌの買い上げ日」に決められた会場におもちください。

イヌの被害は、無責任な飼主がいるかぎりなくなりません。放し飼いは絶対にやめてほしいものです。とくに朝や夜は、新聞配達や牛乳配達のひとに恐怖をあたえるなど他人に迷惑をかけますから、必ずつないで飼ってください。

みなさんの山林は野ねずみの被害を受けていませんか。

ことしは昨年からの異常天候により、大発生するきざしをみせ、被害面積はすでに昨年の二倍に達しています。

ではどうしてこのような大発生のきざしが現われたのでしょうか。

一般にねずみ算といわれるように、ねずみは一年間に一つがいが約一〇〇〇匹になります。これが昨秋の異常天候により野ねずみの好物〝ささの実〟が豊富になつたことが大発生の原因としてまず考えられます。

また、野ねずみの異常発生は七年から八年の周期であるため、前回異常発生した昭和三十五年ごろからかぞえてその時期にあたると考えられます。

食い荒らされる樹木はヒノキが主ですが、ねずみがふえるとスギなども食い荒らされます。樹令では一〇年生までのものが被害を受けます。

駆除剤としては、ゼラトピー、テラミンなどがあります。野ねずみが大発生するまえに、早期駆除をしたいものです。なお駆除には費用の半額の補助があります。

野ねずみを駆除しよう